

介護保険福祉用具貸与における同一品目の複数貸与の取扱いについて

愛西市保険福祉部高齢福祉課

「福祉用具貸与における同一品目の複数貸与」については、真に必要な場合に限り居宅サービス計画書に位置付けてください。具体的な取扱いは以下のとおりです。

(1) 市への届出について

市への届出は原則不要です。しかし、別表の「複数貸与が必要と想定される理由」以外で介護給付により同一品目を複数貸与する場合は愛西市への届出が必要となります。判断に迷う場合は、愛西市高齢福祉課へお問い合わせください。

(2) 提出書類について

貸与開始前に市へ以下の書類を提出してください。

- ・介護保険 同一品目の福祉用具を複数貸与する場合における理由書
 - ・居宅サービス計画書第1表、第2表及び第4表※の写し
 - ・福祉用具のカタログ等の写し（現在貸与中の用具及び今後貸与を希望する用具の両方）
- ※居宅サービス計画書には、必ず同一品目を複数貸与する理由が明確に記載されていること。

サービス担当者会議の検討内容として、同一品目を複数貸与する必要性について精査したことが記載されていること。

(3) 提出時期について

- ・新たにサービス計画書に位置付ける時
- ・要介護要支援認定の更新時※

※継続して同一品目を複数貸与する場合は、要介護・要支援認定の有効期間が切れる前に提出してください。

(4) 高齢福祉課での確認について

高齢福祉課では、書類の確認や本人・家族への聞き取り等を行い、その結果をケアマネジャーに通知します。

(5) 確認の有効期間について

(新規)

- ・開始日→理由書の提出日の月の初日
- ・終了日→要介護要支援認定の有効期間終了日

(更新)

- ・ 開始日→要介護要支援認定の有効期間開始日
- ・ 終了日→要介護要支援認定の有効期間終了日

(6) 運用開始日

令和5年4月1日より運用します。

(7) 運用状況の確認について

市では、運営指導やケアプランチェック等にて随時運用状況の確認を行います。著しく不正、悪質と判断される場合は、介護保険法に基づく措置を検討することとなりますので、適正な運用を行ってください。

別表

用具の品目	複数貸与が必要と想定される理由
車いす	<ul style="list-style-type: none"> ・本人または介護者がタイヤ等の拭き取りや持ち運びをすることが困難のため屋外と屋内で併用できない場合 ・住環境により、屋外用と室内用でサイズを変更する場合
車いす付属品	車いすを複数貸与する場合で、付属品についても必要である場合
特殊寝台	想定されない
特殊寝台付属品	用具の機能を確保するための場合（落下防止のためにサイドレールを設置するが、一組では落下の危険性がある等）
床ずれ防止用具	想定されない
体位変換器	想定されない
手すり	利用者の日常生活範囲において必要である場合
スロープ	利用者の日常生活範囲において必要である場合
歩行器	<ul style="list-style-type: none"> ・本人または介護者がタイヤ等の拭き取りや持ち運びをすることが困難のため屋外と屋内で併用ができない場合 ・住環境により、屋外用と室内用でサイズを変更する場合
歩行補助つえ	<ul style="list-style-type: none"> ・本人または介護者がつえの拭き取りをすることが困難のため屋外と屋内で併用ができない場合 ・用具の機能を確保するための場合（つえが二本であれば歩行が安定する等）
認知症老人徘徊感知機器	利用者の安全を確保するための場合
移動用リフト	想定されない
自動排泄処理措置	想定されない